

## 令和5年度 石油コンビナート等実態調査入力要領

### 第1 調査要領

#### 1 調査内容

この調査の内容は、次のとおりとする。

##### (1) オフライン調査

00表	条件コード表
01表	特定事業所の概要調
02表	特定事業所における石油等の取扱量等調
03表	特定事業所における屋外貯蔵タンク等の最大の直径等調
04表	特定事業所における危険物製造所等調
05表	特定事業所における屋外貯蔵タンク（石油）の基数調
06表	特定事業所における高圧ガスタンクの基数調
07表	自衛防災組織における防災資機材等の配備状況調
08表	法令の適用状況等調
09表	自衛防災組織における防災要員等の状況調（1）
10表	自衛防災組織における防災要員等の状況調（2）
11表	共同防災組織の概要調
12表	共同防災組織における防災資機材等の配備状況調
13表	共同防災組織における防災要員の状況調（1）
14表	共同防災組織における防災要員の状況調（2）
15表	広域共同防災組織の概要調
16表	広域共同防災組織における防災資機材等の配備状況調
17表	広域共同防災組織における防災要員の状況調（1）
18表	広域共同防災組織における防災要員の状況調（2）

##### (2) オンライン調査

19表	行政行為等の状況調
20表-1	都道府県の防災資機材等の配備状況調
20表-2	消防機関の防災資機材等の配備状況調
21表	特定事業所等の出入調 ※年明けに実施予定

## 2 調査単位

調査の実施は次に示す単位ごとに行うこと。

00表	全団体（特定事業所、共同防災組織及び広域共同防災組織）
01表～10表	特定事業所
11表～14表	共同防災組織
15表～18表	広域共同防災組織
19表	都道府県及び市町村
20表-1	都道府県
20表-2	都道府県及び市町村
21表	都道府県

※ 2以上の府県にまたがる特定事業所、共同防災組織については、関係する府県間で調整し、いずれか一の府県で調査表をまとめること。

※ 広域共同防災組織については、広域共同防災組織の事務所の所在する都道府県において調査表をまとめること。

## 3 調査基準日等

- (1) 19表…令和4年4月1日～令和5年3月31日までの期間
- (2) 21表（タブ3）…令和4年4月2日～令和5年4月1日までの期間
- (3) 前記以外のすべての調査表…令和5年4月1日を基準とすること。

## 4 調査表入力上の一般的注意事項

### (1) 団体コード表

ア 団体コード表は、特定事業所、共同防災組織及び広域共同防災組織（以下「特定事業所等」という。）の団体コードを示す表である。

イ 各調査表の団体コードは、オンラインシステムに示す団体コード表に基づき入力すること。

ウ 令和4年4月2日以降に指定（指定解除）等され、特定事業所等に該当することとなった（該当しなくなった）事業所等で、団体コード表に掲載されていない（掲載されている）ものがある場合には、オンラインシステムに団体コードを消防庁で付与（抹消）する必要があるので、都道府県担当者は速やかに消防庁特殊災害室の担当者まで連絡すること。

エ 都道府県及び市町村にあつては、ダウンロードしたデータ又は印刷したものを特定事業所等に配布されたい。（特定事業所等はオンラインシステムに接続できず、団体コード表等をダウンロードできないため）

### (2) 突合表

ア 突合表は、調査表内又は調査表間における各項目間の突合関係（例：大小関係、等号関係等）を示す表である。

イ 各調査表の入力が完了した後は、必ず突合表を用い、入力のもれ及び間違いがないように確認すること。

### (3) その他の一般的注意事項

ア 当調査は、電子計算機により分類・集計等を行うので、調査表の各項目が正確に入力

されていない場合は、後日数値訂正に多大な労力と日数を要し、事務処理においても相当の混乱を生ずることとなる。したがって、入力要領を十分に参照して各調査表を作成するとともに、突合表等により数値を突合し、正確に入力を行うこと。

イ 該当のない項目は空欄とし、ハイフン（-）、ゼロ（0）等を入力しないこと。

ウ 調査表内に、桁数が決められている箇所があるので、突合表等を参照して入力すること。

エ 単位等（リットル・キロリットル・小数点・カンマ等）に誤りがないよう注意して入力すること。

## 5 その他

- (1) 特定事業所等からの報告の保存にあつては、都道府県及び市町村等で管理すること。
- (2) オンラインシステム上で登録し、締切日を過ぎて修正が発生した場合、その場で解除できないため注意すること。（締切日前であれば、上書き入力が可能なので、修正データを最初から再度手順に従い登録すること。）なお、締切日後に修正が必要な場合について、都道府県担当者は速やかに消防庁特殊災害室の担当者まで連絡されたい。
- (3) 調査表記入要領中の略号は、次のとおりである。
  - ・「法」 → 石油コンビナート等災害防止法
  - ・「令」 → 石油コンビナート等災害防止法施行令
  - ・「省令」 → 石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令

## 第2 各調査表入力要領

### 00表 条件コード表

- 1 条件コード表は、当該調査表がどの団体に属するかを示すものである。
- 2 条件コード表には、団体コード（6桁。右詰）、特別防災区域コード（3桁）及び調査年度（2023）を入力すること。
- 3 広域共同防災組織の特別防災区域コードは、広域共同防災組織の事務所が所在する区域のコードを入力すること。

### 01表 特定事業所の概要調

- 1 「消防機関コード」（項目番号1及び2）

この欄は、「消防機関コード」を参照して入力すること。また、特定事業所の敷地を複数の消防本部等が管轄している場合には、第2コードの欄にも入力すること。
- 2 「業態コード」（項目番号3）

この欄は、「火災報告取扱要領の全部改正について（平成6年4月21日消防災第100号消防庁長官通知）」の別表第2（業態別分類表）に基づき、必ず4桁で入力すること。なお、「火災報告取扱要領の一部改正について（平成15年6月18日消防情第104号通知）」による、改正後の業態コードを入力すること。（詳細は、消防庁ホームページを参照すること [https://www.fdma.go.jp/laws/tutatsu/post\\_10/](https://www.fdma.go.jp/laws/tutatsu/post_10/) ）
- 3 「補助コード」（項目番号4）

この欄は、業態コードが「4711」（普通倉庫業）の場合に入力するコードであり、

当該調査表の下部に表示してある「項目番号(4)入力コード」を参照し、入力すること。

4 「特定事業所の種類」(項目番号5)

この欄は、当該調査表の下部に表示してある「項目番号(5)入力コード」を参照し、入力すること。

5 「合同事業所構成数」(項目番号6)

この欄は、特定事業所が「合同事業所」を構成している場合、構成している事業所数を入力すること。(代表となる事業所を含む。)

6 「第2種事業所の指定日」(項目番号7~9)

(1) 都道府県知事が、第2種事業所として指定した年月日を西暦で入力すること。

(2) 第2種事業所以外の特定事業所は何も入力しないこと。

【入力例1】指定日が令和2年6月1日の場合

(7) (8) (9)

第2種事業所の指定日		
年	月	日
2020	06	01

7 「事業所面積」(項目番号10)

(1) この欄は、特定事業所の敷地面積を入力すること。(一団の地域において、他の事業所へ貸している土地を含む。特別防災区域から外れる部分を除く。)

(2) 単位は平方メートル(小数点以下第1位を四捨五入する。)とすること。

8 「加入している共同防災組織コード」(項目番号11~13)

(1) この欄は、共同防災組織の団体コードを参照して、当該特定事業所が加入している共同防災組織のコードを入力すること。加入していない場合は、何も入力しないこと。

(2) 項目番号12、13の「第2コード、第3コード」欄は、共同防災組織に複数加入している場合に入力すること。

9 「加入している広域共同防災組織コード」(項目番号14)

この欄は、広域共同防災組織の団体コードを参照して、当該特定事業所が加入している広域共同防災組織のコードを入力すること。加入していない場合は、何も入力しないこと。

10 「特定防災施設等の有無」(項目番号15~19)

この欄は、当該調査表の下部に表示してある「項目番号(15)~(17)入力コード」及び「項目番号(18)、(19)入力コード」を参照し、入力すること。

11 「特定移送取扱所の長さ」(項目番号20)

(1) この欄は、特定移送取扱所(海域に設置された部分を除く。)の長さを入力すること。

(2) 単位はキロメートル(小数点第2位以下を四捨五入する。)とすること。

## 02表 特定事業所における石油等の取扱量等調

本調査表は、2枚に分けられている。

- 1 入力する数値はすべて、小数点以下第1位を四捨五入すること。
- 2 各項目の「倍数」欄は、危険物の規制に関する政令別表第3に規定する指定数量に基づく倍数を入力すること。
- 3 「石油の貯蔵・取扱量」(項目番号1～6)
  - (1) 特定事業所において貯蔵し、又は取り扱う石油の量を「令」第3条第2項第1号の規定に基づき算出し、入力すること。  
【参考】石油：第四類第1石油類、第2石油類、第3石油類及び第4石油類
  - (2) 石油の貯蔵量には、移動タンク貯蔵所を含まないこと。
  - (3) 単位はキロリットルとすること。
- 4 「高圧ガスの処理量」(項目番号7)
  - (1) この欄は、特定事業所における高圧ガスの処理量を、「令」第3条第2項第2号の規定に基づき算出し、入力すること。
  - (2) 単位はノルマル立方メートルとすること。  
【参考】ノルマル：標準状態(0℃・1気圧)
- 5 「石油以外の第4類危険物の貯蔵・取扱量」(項目番号8～13)
  - (1) 特定事業所において貯蔵し、又は取り扱う石油以外の第4類危険物の量を「令」第3条第2項第3号の規定に基づき算出し、入力すること。  
【参考】石油以外：第四類特殊引火物、アルコール類及び動植物油類
  - (2) 単位はキロリットルとすること。
- 6 「第4類以外の危険物の貯蔵・取扱量」(項目番号14～16)
  - (1) 特定事業所において貯蔵し、又は取り扱う第4類危険物以外の危険物の量を「令」第3条第2項第3号の規定に基づき算出し、入力すること。
  - (2) 単位はトンとすること。
- 7 「指定施設の第4類危険物の取扱量」(項目番号17、18)
  - (1) 特定事業所の指定施設(危険物の規制に関する政令第30条の3第1項に規定するもの)における取扱量の合計を入力すること。  
【参考】指定施設：危険物の規制に関する規則第47条の4
  - (2) 単位はキロリットルとすること。
- 8 「可燃性固体類等の取扱量等」(項目番号19～24)
  - (1) 特定事業所において貯蔵し、又は取り扱う可燃性固体類及び可燃性液体類の貯蔵量及び取扱量を、「令」第3条第2項第4号の規定に基づき算出し、入力すること。
  - (2) 単位は次のようにすること。  
ア 可燃性固体類 → トン  
イ 可燃性液体類 → 立方メートル
- 9 「高圧ガス以外の可燃性ガスの処理量」(項目番号25)
  - (1) 特定事業所において貯蔵、取り扱い又は処理する高圧ガス以外の可燃性ガスの量を、「令」第3条第2項第5号の規定に基づき算出し、入力すること。

(2) 単位はノルマル立方メートルとすること。

10 「毒劇物の取扱量等」(項目番号 26～29)

- (1) 特定事業所において貯蔵、取り扱い又は処理する毒劇物について、「令」第 3 条第 2 項第 6 号の規定に基づき算出し、入力すること。
- (2) 項目番号 26 及び 28 の「石災法」欄は、「令」別表第 1 及び第 2 に掲げる毒物及び劇物に該当する物質について、それぞれの数量の合計を入力すること。
- (3) 項目番号 27 及び 29 の「毒劇物」欄は、毒物及び劇物取締法第 2 条に規定する物質について、それぞれの数量の合計を入力すること。
- (4) 単位はトンとすること。

0 3 表 特定事業所における屋外貯蔵タンク等の最大の直径等調

1 入力する数字はすべて、小数点以下第 2 位を四捨五入すること。

2 「屋外貯蔵タンク(石油)の直径のうち最大の直径」(項目番号 1～4)

- (1) 特定事業所において、石油を貯蔵する屋外貯蔵タンクの直径のうち最大のものを、調査表に示す区分に従い入力すること。
- (2) 項目番号 1 の「外部浮きぶた」欄は、「令」第 8 条第 1 項の表に掲げる「浮きぶた付きの屋外貯蔵タンクのうち浮きぶたが屋根を兼ねるもの」の直径を入力すること。
- (3) 項目番号 2 の「内部浮きぶた」欄は、「令」第 8 条第 1 項の表に掲げる「浮きぶた付きの屋外貯蔵タンクのうち浮きぶたが屋根を兼ねるもの以外のもの、総務省令で定めるもの」の直径を入力すること。

【参考】総務省令で定めるもの：「省令」第 18 条の 2

- (4) 項目番号 3～4 の「その他」欄は、「外部浮きぶた」及び「内部浮きぶた」以外の屋外貯蔵タンクの直径を「第 1・2 石油類」・「第 3・4 石油類」に区分して入力すること。
- (5) 単位はメートルとすること。

3 「危険物施設(石油)の高さのうち最大の高さ」(項目番号 5、6)

- (1) 特定事業所において、石油を貯蔵し又は取り扱う危険物施設の地上高さのうち最大の高さを、調査表に示す区分に従い入力すること。
- (2) 単位はメートルとすること。

0 4 表 特定事業所における危険物製造所等調

1 特定事業所における消防法第 11 条の許可に係る危険物製造所等の数を、調査表に示す区分に従い入力すること。

2 「地中タンク」(項目番号 6)

この欄は、屋外タンク貯蔵所について、危険物の規制に関する規則第 4 条第 3 項第 4 号に規定する地中タンクの内数を入力すること。

3 「岩盤タンク」(項目番号 7)

この欄は、屋外タンク貯蔵所について、危険物の規制に関する政令第 8 条の 2 第 3 項

に規定する岩盤タンクの内数を入力すること。

4 「その他」(項目番号16)

この欄は、項目番号2、4、5、8～11、13～15に示すもの以外で、製造所等に該当するものがある場合、それらの合計の数を入力すること。

05表 特定事業所における屋外貯蔵タンク(石油)の基数調

本調査表は、2枚に分けられている。

- 1 「法」第2条第1号に定める石油を貯蔵する屋外貯蔵タンクの種別について、その基数を容量別及び直径別に入力すること。(項目番号2～19)
- 2 「外部浮きぶた」(010・011行)、「内部浮きぶた」(020行)及び「その他」(030行)は、03表の2(2)～(4)を参照すること。
- 3 (032行)にあつては、「省令」第18条の5の要件に該当するタンクで、「令」第8条第2項の総務省令で定める送泡設備が設置された屋外貯蔵タンクの基数を入力すること。
- 4 (010行)の項目番号9～11の合計と、項目番号13が等しいものであること。

06表 特定事業所における高圧ガスタンクの基数調

高圧ガス等を貯蔵するタンクの容量別基数を、調査表に示す区分に従い入力すること。

07表 自衛防災組織における防災資機材等の配備状況調

本調査表は、2枚に分けられている。1枚目の数値は、大容量泡放射システムに関するもの以外の数値となる。大容量泡放射システムに関する数値については、調査表2枚目に入力すること。

1 「現有」(010～013行)

(1) 「現有」は、自衛防災組織において、それぞれの防災資機材等が現に備え付けられている数量を入力すること。

(2) 項目番号1の「防災要員」欄は、当該自衛防災組織の防災業務に携わる防災要員の、1直当たり(防災要員の交代制を採用していない自衛防災組織にあつては、防災業務に携わる防災要員の人数が最少になる時間帯)の人数を入力すること。(防災要員の総数ではないので注意すること。)

(3) 項目番号5の「発泡器」とは、「令」第8条第2項第2号の総務省令で定める発泡器とする。

【参考】「省令」第18条の8参照

(4) 項目番号12の「普通泡放水砲」とは、「令」第16条第3項の総務省令で定める泡放水砲とする。

【参考】「省令」第20条の2参照

(5) 項目番号18の「オイルフェンス」欄は、「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行規則」第33条の3第2項第1号で定めるB型のものとし、A型のものは除くこと。

(6) 項目番号20の「能力単位」欄は、現有する「オイルフェンス展張船」の「能力単位」

の合計（小数点以下第1位を切り捨てる。）を入力すること。（各行に同じ。）

【参考】「能力単位」

「オイルフェンス展張船」は、「省令」第23条に示すように、1隻又は2隻以上のオイルフェンス展張船で、所要のオイルフェンスを1時間以内に展張する能力（以下「所要の能力」という。）を有するものとされているが、複数のオイルフェンス展張船の総体で「所要の能力」1単位を満たしている場合には、「複数のオイルフェンス展張船の総体」を「1能力単位」という。

【算出例】1.5能力単位のオイルフェンス展張船1隻と、0.6能力単位のオイルフェンス展張船1隻の「能力単位」の合計は、2能力単位となる。

- (7) 項目番号24の「能力単位」欄には、現有する「油回収船」と「油回収装置」の「能力単位」の合計（小数点以下第1位を切り捨てる。）を入力すること。（各行に同じ。）

【参考】「能力単位」

「油回収船」及び「油回収装置」は、「省令」第23条の2第2項各号に示す石油の回収能力（以下「所要の能力」という。）を有するものとされているが、備え付けた油回収船及び油回収装置の総体として「所要の能力」1単位を満たしている場合には、その備え付けた油回収船及び油回収装置の「総体」を「1能力単位」という。

【算出例】1.8能力単位の油回収船1隻と、0.8能力単位の油回収装置1台の「能力単位」の合計は、2能力単位となる。

- (8) 項目番号25、26の「泡消火薬剤の合計」欄は、それぞれの合計が算出されるので確認すること。（021行）
- (9) 項目番号37の「防災要員」欄には、「令」第7条第3項で定める人数で、1直当たり（防災要員の交代制を採用していない自衛防災組織にあっては、防災業務に携わる防災要員の人数が最少になる時間帯）の人数を入力すること。（防災要員の総数ではないので注意すること。）

【参考】「省令」第17条の2参照

- (10) 項目番号51～53の「大容量泡放水砲用泡消火薬剤」の合計欄には、大容量泡放水砲用泡消火薬剤について、それぞれの合計が算出されるので確認すること。

2 「他の所有」（020～023行）

- (1) 「他の所有」は、当該自衛防災組織が「現有」する防災資機材等のうち、他の所有になるもの（防災業務を防災資機材等も含めて委託している場合等）の数量を内数で入力すること。
- (2) 項目番号1及び37の「防災要員」欄は、「現有」（010及び012行）で入力した防災要員の人数のうち、当該自衛防災組織を設置している特定事業所で雇用する防災要員以外の人数を、内数で入力すること。

3 「法定」

- (1) 「法定1」（030～033行）は、種々の法令の条文（特例、ただし書き、代替、みなし、共同防災組織及び広域共同防災組織設置の場合等の規定）を適用した結果、最終的に必要とされる数量を入力するものなので注意すること。なお、共同防災組織及び広域共同防災組織に加入していない場合は、法定2と同じ数量を入力すること。



- (2) 「法定2」(040～043行)は、種々の法令の条文のなかで特例、ただし書き、代替、みなしを適用した結果、最終的に必要とされる数量を入力するものなので注意すること。なお、042行項目番号38は、当該調査表の下部に表示してある「042行項目番号(38)入力コード」を参照し、入力すること。

【参考】法定1≦法定2

- (3) 「令」第16条第4項(みなし規定)を適用している場合は、設置しているとみなされる甲種普通化学車等の数量を、設置を要しないものとして取り扱うこと。

#### 08表 法令の適用状況等調

- 1 「令第7条第6項」「令第8条第1項ただし書」、「令第9条ただし書」、「令第16条第1項」、「令第16条第2項」～「省令第21条の2第5項」(項目番号1～4、19～25)  
 特定事業所が、当該事業所の自衛防災組織に必要とされる防災資機材等に関して、特例、代替等の措置を講じている場合の法令の適用状況を、当該調査表の下部に表示してある「項目番号(1)～(4)、(19)～(25)入力コード」を参照し、入力すること。
- 2 「代替される防災資機材等」(項目番号5～18)
- (1) 特定事業所が「令」第16条第1項を適用し、当該事業所の自衛防災組織に必要とされる防災資機材等を固定放射設備等で代替している場合、その代替の内容を当該調査表の下部に表示してある「項目番号(5)～(18)入力コード」を参照し、入力すること。
- (2) 当該条文を適用していない場合は、何も入力しないこと。

#### 09表 自衛防災組織における防災要員等の状況調(1)

- 1 「副防災管理者の状況」(項目番号1～3)  
 「法」第17条第3項に規定する「副防災管理者」の数を入力すること。ただし、同条第6項の規定により、事業所において選任され市町村長等に届出された人数を、「自組織」と「委託」の雇用に区分し、それぞれ入力すること。
- 2 「防災要員の交代の状況」(項目番号4～7)
- (1) 防災要員の勤務形態を、「陸上」と「海上」に区分して入力すること。また、項目番号4及び6の「直」欄、項目番号5及び7の「交代」欄は、防災要員の「直交代」数を入力すること。なお、班編成が複数あり、「直交代」数が異なるものがある場合は、代表的な班のものを入力すること。
- (2) 「直交代」は、防災要員の交代要員の編成が複数あり、1日に何交代するかを指すものである。

【例】交代要員の編成が4班あり、1日3交代する場合 → 4直3交代

【入力例2】陸上の防災要員のみで4直3交代制を採用している場合

				(4)	(5)	(6)	(7)
防災要員の交代の状況				陸 上		海 上	
直		交代		直	交代	直	交代
4		3					

(3) 防災要員の交代制を採用していないか、あるいは、交代が不規則な自衛防災組織にあっては入力を要しないものとする。

3 「防災要員の状況」(項目番号8～19)

(1) 当該自衛防災組織における防災要員の総数を、「自組織」と「委託」の人数に区分して入力すること。

(2) 項目番号11の「委託先の数(社)」は、防災要員の業務を外部の会社等に委託している場合、当該業務を委託している会社等の数を入力すること。

(3) 防災要員の経験年数については、当該自衛防災組織における経験年数ではなく、個人としての経験年数とすること。

10表 自衛防災組織における防災要員等の状況調(2)

1 「1直当たりの最少人数」(010行)

この行は、当該自衛防災組織に勤務する防災要員の人数が最少となる時間帯について、その内訳(代表的なもの)を調査表に示す区分に従い入力すること。「自組織」及び「委託」の別を考慮する必要はない。

2 「総員」(020行)

この行は、防災要員の総数を、調査表に示す区分に従い入力すること。

3 「合計」(項目番号1)

(1) 「1直当たりの最少人数」行の「合計」欄は、07表の項目番号1と項目番号37の防災要員の「現有」の合計と等しいものとする。

(2) 「総員」行の「合計」欄は、09表の項目番号8の「合計」と等しいものとする。

4 「指揮者」(項目番号2)

この欄は、「令」第7条第2項に規定されている防災要員のことをいうが、自主的に、これと同等の職務を行う者を配置している場合は、ここでいう指揮者に含めること。

【例】任意設置の甲種普通化学消防車と義務設置の大型化学消防車を有する自衛防災組織が、より有効な防災活動を行うために、指揮者を置いている場合。

5 「機関員」(項目番号3)

この欄は、「令」第7条第1項第1号から第9号に規定する防災資機材等に関して、発災時に車両を運転し、現場において各車両の持つ防災上の機能を発揮させるための機械的操作を行う者とする。ことに、防災要員を現場へ運ぶためだけの車両の運転手は、ここでいう機関員ではない。

6 「常駐」(項目番号4、7、9、11、13、15、17)

この欄の防災要員は、勤務時間中の発災時に、該当する防災資機材等に係る防災活動を行う従業員のことをいい、防災業務に専任しているかどうかは問わないこと。

7 「駆付」(項目番号5、8、10、12、14、16、18)

この欄の防災要員は、勤務時間外の発災時に、呼出により自宅等から発災現場に駆けつけて、該当する防災資機材等に係る防災活動を行う従業員とすること。

8 「船舶乗務員」(項目番号6)

この欄は、船舶職員及び小型船舶操縦者法第18条に規定されている船舶職員とすること。

9 「大容量泡放水砲等に係る防災要員」(項目番号9～18)

この欄は、「令」第7条第3項に規定されている防災要員のことをいうが、自主的にこれと同等の職務を行う者を配置している場合は、ここでいう防災要員に含めること。

10 「乗車・乗船・大容量泡放水砲等に係る要員以外の防災要員」(項目番号19)

この欄は、防災資機材等に係る防災活動を行う従業員以外の者で、一般的には防災センター要員、指揮本部要員等の人数を入力すること。なお、この人数は項目番号4、5、7、8の「その他の防災要員」の外数とすること。

11 「法定1」(030行)(項目番号9～18)

この欄は、大容量泡放水砲等に係る防災要員を共同防災組織で配置する地区について、当該特定事業所における法定要員の人数を入力すること。

12 「法定2」(040行)(項目番号9～18)

この欄は、大容量泡放水砲等に係る防災要員を広域共同防災組織で配置する地区について、当該特定事業所における法定要員の人数を入力すること。

1.1 表 共同防災組織の概要調

1 「消防機関コード」(項目番号1)

この欄は、0.1表の入力要領の例に準じて入力すること。

2 「設立年月日」(項目番号4～6)

この欄は、当該共同防災組織の設立年月日(「法」第19条第3項に基づき市町村長等に届け出た日付)を西暦で入力すること。

3 「構成事業所数」(項目番号7)

この欄は、当該共同防災組織に加入している事業所の数を入力すること。また、加入事業所が特定事業所であるか否かを問わないこと。

4 「活動範囲」(項目番号8)

この欄は、当該調査表の下部に表示してある「項目番号(8)入力コード」を参照し、入力すること。

5 「令第20条第1項第1号ただし書」「令第20条第1項第3号ただし書」「令第20条第1項第4号イ( )書」「令第20条第1項第5号(令第16条第2項読替)」「令第20条第1項第5号(令第16条第3項読替)」「令第20条第1項第5号(令第16条第4項読替)」(項目番号9～14)

共同防災組織が、当該共同防災組織に必要とされる防災資機材等に関して、代替等の措置を講じている場合の法令の適用状況を、当該調査表の下部に表示してある「項目番号(9)～(14)入力コード」を参照し、入力すること。

## 1 2 表 共同防災組織における防災資機材等の配備状況調

本調査表は、2枚に分けられている。1枚目の数値は、大容量泡放射システムに関するもの以外の数値となる。大容量泡放射システムに関する数値については、調査表2枚目に入力すること。ただし、耐熱服、空気又は酸素呼吸器については、調査表1枚目に入力すること。また、07表の入力要領に準じること。

### 1 「現有」(010～013行)

この行は、共同防災組織において、それぞれの防災資機材等が現に備え付けられている数量を入力すること。

### 2 「他の所有」(020～023行)

この行は、当該共同防災組織が「現有」する防災資機材等のうち、他の所有になるもの(防災業務を資機材等も含めて委託している場合等)の数量を内数で入力すること。

### 3 「法定」(030～033行)(項目番号38)

(1) この行は、「令」第20条の各項に基づき、必要数量を入力すること。

(2) 032行項目番号38にあつては、当該調査表の下部に表示してある「032行項目番号(38)入力コード」を参照し、入力すること。

### 4 「防災要員」(項目番号37)

この欄は、「令」第20条第1項第4号ハで定める人数で、「現有」は各構成事業所の1直当たりの数が最小(減員後)となる時の防災要員の総数を入力すること。「他の所有」は、「現有」のうち防災要員の業務を外部委託している人数を、内数で入力すること。「法定」は、各構成事業所の法定要員の総数を入力すること。

【参考】「省令」第17条の2参照

## 1 3 表 共同防災組織における防災要員の状況調(1)

この表は、09表の入力要領に準じ、当該共同防災組織について入力すること。

## 1 4 表 共同防災組織における防災要員の状況調(2)

この表は、10表の入力要領に準じ、当該共同防災組織について入力すること。

### 1 「合計」(項目番号1)

(1) 「1直当たりの最少人数」行の「合計」欄は、12表の項目番号1と37の防災要員の「現有」の合計と等しいものであること。

(2) 「総員」行の「合計」欄は、13表の項目番号5の「合計」と等しいものであること。

### 2 「大容量泡放水砲等に係る防災要員」(項目番号9～18)

この欄は、「令」第20条第1項第4号ハに規定されている防災要員のことをいうが、自主的にこれと同等の職務を行う防災要員を配置している場合は、ここであつて防災要員に含めること。

1 5 表 広域共同防災組織の概要調

1 「消防機関コード」(項目番号 1～12)

0 1 表の入力に準じて行い、当該広域共同防災組織に加入している特定事業所を管轄する消防本部等のコードを入力すること。

2 「設立年月日」(項目番号 13～15)

この欄は、当該広域共同防災組織の設立年月日(「法」第 19 条の 2 第 4 項に基づき、都道府県知事又は主務大臣に届け出た日付)を西暦で入力すること。

3 「構成事業所数」(項目番号 16)

この欄は、当該広域共同防災組織に加入している特定事業所の数を入力すること。また、構成事業所に同一法人の特定事業所が複数含まれる場合は、それぞれ計上すること。

4 「特別防災区域コード」(項目番号 17～28)

この欄は、当該広域共同防災組織が該当する特別防災区域のコードを入力すること。

1 6 表 広域共同防災組織における防災資機材等の配備状況調

この表は、0 7 表の入力要領に準じ、当該共同防災組織について入力すること。

1 「現有」(010、011 行)

この行は、広域共同防災組織において、それぞれの防災資機材等が現に備え付けられている数量を入力すること。

2 「他の所有」(020、021 行)

この行は、当該広域共同防災組織が「現有」する防災資機材等のうち、他の所有になるもの(防災業務を資機材等も含めて委託している場合等)の数量の内数を入力すること。

3 「法定」(030、031 行)(項目番号 1)

(1) この行は、「令」第 23 条の各項に基づき、必要数量を入力すること。

(2) 030 行項目番号 1 にあっては、当該調査表の下部に表示してある「030 行項目番号(1)入力コード」を参照し、入力すること。

1 7 表 広域共同防災組織における防災要員の状況調(1)

この表は、0 9 表の入力要領に準じ、当該広域共同防災組織について入力すること。

1 「防災要員の交代の状況」(項目番号 1 及び 2)

(1) 広域共同防災組織の事務局の防災要員について入力すること。

(2) 防災要員の交代制を採用していない広域共同防災組織にあっては、入力を要しないこと。

2 「自組織」(項目番号 4)

この欄は、当該広域共同防災組織において防災要員として選任されている者のうち、事務局及び構成事業所の総数を入力すること。

## 18表 広域共同防災組織における防災要員の状況調（2）

この表は、10表の入力要領に準じ、当該広域共同防災組織について入力すること。

### 1 「1直当たりの最少人数」（010行）

この行は、当該広域共同防災組織の各構成事業所において、1直当たりの人数が最少（減員後）となる時の防災要員の総和について、その内訳を入力すること。（「自組織」及び「委託」の別を考慮する必要はない。）

### 2 「総員」（020行）

この行は、広域共同防災組織の防災要員として登録されているすべての人数に関して、その内訳を入力すること。

### 3 「合計」（項目番号1）

「総員」行の「合計」欄は、17表の項目番号3の「合計」と等しいものであること。

### 4 「大容量泡放水砲等に係る防災要員」（項目番号2、3）

この欄は、「令」第23条第4号に規定されている防災要員のことをいうが、自主的にこれと同等の職務を行う防災要員を配置している場合は、ここでいう防災要員に含めること。

【例】ア 配備する砲が複数基あるため、より有効な防災活動を行うために、統括者を複数おいている場合。

イ 水利を確保することが困難なため、より迅速かつ的確に防災活動を行うためにポンプに規定以上の防災要員をおいている場合。

## 19表 行政行為等の状況調

本調査表は、都道府県知事及び市町村長が行った検査、受理した届出等の数を入力すること。

## 20表-1 都道府県の防災資機材等の配備状況調

1 本調査表は、都道府県が所有する防災資機材等の数量を入力すること。なお、消防機関への貸与分がある場合は、「消防貸与」欄に外数を入力し、20表-2の「借」数と一致させること。

【入力例3】都道府県で泡原液搬送車を3台所有し、うち2台を消防機関へ貸与している場合

泡原液搬送車	
(台)	消防貸与
1	2

2 泡消火薬剤の数値は、小数点以下第2位を四捨五入すること。（単位に注意すること。）

## 20表-2 消防機関の防災資機材等の配備状況調

この表は、07表の入力要領に準じ、消防機関について入力すること。

1 消防機関名に変更がある場合は、都道府県担当者は速やかに消防庁特殊災害室の担当者まで連絡されたい。

2 「基」欄は、消防力の整備指針第9条（同条第1項ただし書きを除く）に基づき入力すること。

【入力例4】大型化学高所放水車1台（大型化学消防車及び大型高所放水車の代替）と  
泡原液搬送車1台を所有している場合

大型化学消防車 (台)			大型高所放水車 (台)			泡原液搬送車 (台)			大型化学高所放水車 (台)	
基	現有	借	基	現有	借	基	現有	借	現有	借
1			1			1	1		1	

【参考】「消防力の整備指針の一部改正（平成31年3月29日消防庁告示第4号）」

<https://www.fdma.go.jp/laws/kokuji/post4/>」

3 「現有」欄は、消防機関において、それぞれの防災資機材等が現に備え付けられている数量を入力すること。

4 「借」欄は、都道府県からの借用分を外数で入力すること。なお、20表-1の「消防貸与」数と一致させること。

5 石油コンビナート等特別防災区域外の消防機関に貸与した防災資機材等及び都道府県漁政課等が漁業協同組合等に貸与したオイルフェンス等は入力しないこと。

6 消防団が保有する車両等の数は、数量に算入しないこと。

7 泡消火薬剤の数値は、小数点以下第2位を四捨五入すること。（単位に注意すること。）

## 2.1表 特定事業所等の出入調 ※年明けに実施予定

### 1 特別防災区域別の特定事業所等数、総面積及び特別防災区域協議会調

(1) 「第1種事業所」欄は、「B」に総数を、「レイアウト」に内数を入力すること。

(2) 「特別防災区域の総面積」欄は、小数点以下第1位を四捨五入すること。

(3) 「特別防災区域協議会の名称」は、正式なものを。なお、「法」第22条に基づく協議会のみとし、包含関係にある他の協議会等は。また、一の特別防災区域内に複数の協議会が存在する場合には、その旨を。

(4) 福山・笠岡地区（広島県と岡山県）及び岩国・大竹地区（山口県と広島県）については、自県の範囲に関する内容を入力すること。この場合、「特別防災区域の総面積」についても自県内の面積を入力してその旨を明記し、「特定事業所数」及び「共同防災組織数」と共に、関係する県の内容と重複しないように調整を図ること。

### 2 広域共同防災組織別の特定事業所数

(1) 広域共同防災組織の事務所が所在する都道府県が代表して、当該広域共同防災組織に係る事業所数を入力すること。

(2) 広域共同防災組織が2以上の府県に渡る場合は、関係する府県の内容と重複しないよう調整すること。

### 3 特定事業所等の出入調

(1) 「特定事業所等の名称」は、正式なものを。

(2) 特定事業所等の名称変更の場合は、新名称と旧名称を併記し、旧名称を（ ）書き

で表示すること。

#### 4 合同事業所の状況調

- (1) 「主たる事業所」及び「包括される事業所」は、正式なものを入力すること。
- (2) 主たる事業所及び包括される事業所の数と01表にある合同事業所構成数は一致させること。